函館市介護保険料生活困窮者軽減取扱要領

この要領は、函館市介護保険料減免取扱要綱(以下「要綱」という。)第3 条第5号の規定による保険料の軽減に関し必要な事項を定めるものとする。

1 軽減対象者

軽減対象者は、次のすべてに該当するものであること。

- (1) 保険料の賦課段階が第2段階または第3段階であること。
- (2) 減免申請者の属する世帯のすべての者の年間見込収入金額の合計額が生活保護基準相当額以下であること。
- (3) 減免申請者の属する世帯のいずれかの者が市民税が課税されている親族の扶養控除対象とされていないこと。

2 軽減の程度

(1) 軽減額

軽減額は、次の(2)の軽減対象の保険料に(3)の軽減割合を乗じて得た額であること。

(2) 軽減対象の保険料

- ア 軽減対象の保険料は、年間保険料を対象とする(平成13年度に限り、 平成13年10月分以降の保険料を対象とする。)。ただし、保険料賦 課の基準日(賦課期日または資格取得日)後に要件に該当した場合は、 その該当した日の属する月からの月割保険料額を対象とする。
- イ 要綱第5条第1項および第2項の規定にかかわらず,同条第4項の規定により当該年度の市民税の確定後に保険料の賦課決定があった日の属する月に申請を行った者の保険料の軽減は,当該年度において既に納期が到来した普通徴収の納期に係る保険料(特別徴収については,普通徴収の当該納期に相当する保険料)についても対象とする。

(3) 軽減割合

軽減割合は、軽減対象の保険料の3分の1とする。ただし、軽減対象月を3分の1軽減し端数処理後の保険料の額が、函館市介護保険条例(平成12年函館市条例第21号)第4条第2項の規定による減額賦課を行う前の第1段階の保険料の額を用いて算定した場合よりも低い額になるときは、当該減額賦課を行う前の第1段階の保険料の額を用いて算定した額までの軽減とする。

3 収入要件の意義および判定基準

(1) 意義

「年間見込収入金額」とは、軽減を申請した年度における軽減申請日以降の障害年金等の非課税年金など税法上の非課税所得に係る収入、仕送り等を含むあらゆる収入をいうものとする。ただし、生活保護の要否判定において収入認定しない収入は除くものとする。

(2) 判定基準

「世帯の年間見込収入金額」を算定する場合の各世帯員の年間見込収入金額は、収入水準の現況を量る趣旨であり、判定にあたっては、「収入(無収入)状況等申告書」(要綱別記第2号様式)の提出に基づき、生活保護基準相当額と比較して判定する。

4 適用除外

要綱第6条第1号に規定する世帯は、居住用財産を除いた資産で、処分することが著しく困難な資産以外の資産、および、処分しても実益の無い資産以外の資産を保有する世帯、または、減免申請者の属する世帯のすべての者の有する預貯金額(現金を含む。(日常生活費に使用する現金を除く。))が世帯人員に100万円を乗じた金額を超える世帯とする。

5 審査および決裁処理

(1) 形式審査

申請があった場合、申請者適格(第1号被保険者)の確認および記載事 項充足等の形式審査を行う。

申請の形式要件において不備・添付書類の不足がある場合は、期限を定めて再提出するよう指導する。

(2) 実態審査

申請の形式要件を満たすものについて、申請書の記載内容および添付書類ならびに聴き取った内容等から、要件の該当非該当を判断し、軽減適用の承認・不承認について決裁を得る。

(3) 軽減の決定通知

軽減を決定したときは、速やかに要綱別記第4号様式により通知する。

(4) 虚偽申請等の軽減取消し

虚偽申請等の軽減取消しにあたっては、次の事項に留意すること。

- ア 偽りの申請,不正の行為,税における修正申告,所得額の変更,税における扶養者設定の変更等により,軽減要件に該当していないこととなった場合は,当初に遡って取消す。
- イ 具体的に次の場合には、当初から軽減要件に該当していなかったこと になるので虚偽申請等による軽減遡及取消しの対象となる。
 - (ア) 当初,扶養者の確認・関係者への届出受理等に扶養要件該当としていた場合で,市民税課税者に被扶養者設定されていることが判明したとき,または税の異動処理により市民税課税者に被扶養者設定がされたとき。
 - (イ) 当初,市民税非課税者の被扶養者として扶養要件該当としていた場合で,当該市民税非課税者が税異動により課税されたとき,または非課税の申立が当初から虚偽であることが判明したとき。
 - (ウ) 事後確認調査により、当初から適用除外の要件に該当することが判明したとき。

附則

この要領は、平成13年7月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附則

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月21日から施行する。 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。